

重要事項説明書

(R6年4月1日改定)

医療法人 弘医会
グループホーム とりかい

1. グループホームとりかいの概要

(1) 当事業所の名称等

- ・法人名 : 医療法人 弘医会
- ・事業所名 : グループホームとりかい
- ・所在地 : 福岡市城南区鳥飼 6-7-14
- ・代表者 : 理事長 笠原 憲二
- ・入居定員 : 18名 (1ユニット9名×2ユニット)
- ・電話/FAX番号 : 092-831-6088/092-400-5151
- ・開設年月日 : 平成13年9月1日

(2) 当事業所の目的

要支援2もしくは要介護者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

(3) 運営方針

入居される方々の人間性を尊重し、活の助長、心身機能の維持向上をはかり、当法人の施設、病院等と連携をはかりながら安心して生活できる施設にすることを基本方針とする。

(4) 当事業所の職員体制 (令和6年4月1日現在)

管理者 酒井 園子 ・ 古川 雄太

計画作成担当者 1名 (介護支援専門員)

日勤職員 常勤換算で入居者3名に対し1名以上配置 (うち各ユニット1名以上は常勤職員)

夜勤職員 2名 (1ユニットに1名ずつ配置)

2. 提供サービスについて

(1) 認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成

- ① 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者及び利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。
- ② 事業者は介護計画作成後においても、その実施状況の把握・評価を行い、必要に応じ介護計画を変更します。
- ③ 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更の必要がないとき及び利用者又は利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- ④ 事業者は、介護計画を作成・変更した場合は、利用者及び利用者代理人に対し当該介護計画の内容を説明し、同意を得た上で利用者に交付します。

(2) サービス内容及び提供

- ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容ごとに区分するのではなく、全体を包括して提供します。
 - ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
 - イ 日常生活上の世話
 - ウ 日常生活の中での機能訓練
 - エ 相談、援助
- ② 事業所は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態を有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう適切な各種サービスを提供します。
- ③ 事業者は、保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。
- ④ 行政機関への各種手続き（要介護認定の更新等）は当事業所で行います。

3. ホーム利用料

当事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。詳しくは別紙の「グループホームとりかい 利用料金表」をご覧ください。

なお、クリーニング代、レクリエーション預かり金につきましては、利用者及び利用者代理人の自由な選択によるものなので、あらかじめ説明し同意を得た上で加算致します。入居時持込品は原則として自由です。ご本人の馴染みの生活用品等をお持ち下さい。

(介護用ベッドやチェストは備えております)

4. 入院時の対応

入居者様が当グループに御入居中に身体の変化等で御入院された場合、以下のように対応させていただきます。

- 入院中の料金徴収について

入居者様には、居室維持のために家賃及び管理費を、当事業所にお支払い頂くようになります。

- 入院中のお世話について

入院中における入居者様の衣服等の洗濯物に関しましては、御家族の方でお願い致します。又、院内のクリーニングサービス（有料）もご利用頂けます。

- 長期入院に至る場合について

主治医と当グループホームの管理者、御家族との話し合いにより、入居者様の長期入院の可能性が高くなる場合は、退居していただくこととなります。（退居していただくまでの期間については主治医の判断となります。）

5. 定期健康診断

定期の受診以外に、希望者のみ、年1回定期健康診断を協力病院にて実施致します。その際は、ご家族へ受診希望の有無の確認を致しますので、ご協力お願い致します。なお、健康診断の料金は実費となります。

6. 身体拘束

当事業所では原則として身体拘束は行いません。しかし、緊急やむを得ない場合（利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など）においては、利用者又は利用者代理人に説明し、書面による同意を得てから行うこととします。その場合においても詳細を記録に残し、解除することを念頭に鋭意検討を行うものとします。

身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、必要な研修を行っております。

7. 秘密の保持等

事業者及び事業者の従事者は、正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者又は利用者代理人の秘密を第三者に漏らしません。又、事業者は事業者の従事者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者代理人の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者代理人の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者代理人の個人情報を用いません。

8. 要望又は苦情について

- ① 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- ② 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- ③ 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、利用者及び利用者代理人に対し何らかの不利益な扱いをすることはありません。

(当グループホームの窓口)

電話番号 092-831-6088

担当者 酒井 園子

苦情を受けた従事者 → 上司に報告 → 苦情内容を検討 → 利用者に説明 → 記録に残す

(公的団体の窓口)

- ・国民健康保険団体連合会 介護保険サービス相談係

電話番号 092-642-7859

- ・東区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-645-1069(直通)

- ・博多区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-419-1081(直通)
- ・中央区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-718-1102(直通)
- ・南区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-559-5125(直通)
- ・城南区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-833-4105(直通)
- ・早良区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-833-4355(直通)
- ・西区 保健福祉センター 介護サービス係 Tel 092-895-7066(直通)

9. 事故発生時の対応

当事業所はお客様に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族に連絡を行なうとともに、医療機関の診察等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時等の対応

入居されている方の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関、訪問看護ステーションと連携をとり、適切な措置を講じます。

協力医療機関 福岡鳥飼病院（福岡市城南区鳥飼 6-8-5）

とりかい訪問看護ステーション（福岡市城南区鳥飼 6-7-14）

11. 非常災害対策

当事業所では防火責任者をおき、災害に対して具体的な計画を立て火災・風水害・地震等の災害に対処できるように、「高齢者複合施設とりかい消防計画書」に基づき定期的（年2回）に避難訓練・救出訓練を行っております。

12. オンラインツールを活用した会議の開催

利用者及びご家族の同意がある場合は、カンファレンス等をテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるようにしております。

その際、個人情報の適切な取り扱いに留意いたします。

1 3. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を可能な範囲内で継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行っております。

1 4. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

感染症の予防及びまん延を防止するため、指針の作成や委員会の開催を行い、必要な研修及び訓練を定期的に行っております。

感染症発生の際は、協力医療機関との連携を図り、感染拡大を防止するための助言や実地指導を受けるとともに、対策を行います。

1 5. 虐待防止のための対策

利用者の人権の擁護、虐待を防止するため、指針の作成や委員会の開催を行い、必要な研修を定期的に行っております。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

1 6. サービス記録の保管

介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保管します。利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の口頭での説明を請求すること閲覧及び複写物の交付を請求することができます

1 7. グループホーム利用者の権利について

利用者及び利用者代理人は、当グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者及び利用者代理人はいかなる不利益を受けることはありません。

1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち尊厳を維持すること
2. 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
3. 安心感と自身を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に

受けられること

5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助をうけられること
6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
7. 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
8. 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
9. 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること

① 高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」

実施団体 福岡県弁護士会

Tel・Fax 724-7709 (月～金 午前10時～午後4時半)

福岡市中央区渡辺通 5-23-8 サテライトビル 3階

② 成年後見センター「ばあとなあ福岡」

実施団体 日本社会福祉士会福岡県支部

Tel・Fax 513-2944(火～金 午前10時～午後4時)

春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4階

18. グループホーム利用者及び利用者代理人の義務

利用者又は利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

1. 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
2. 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
3. 特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てについて利用者又は利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

4. 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者知らせること
5. 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用

者又は利用者代理人は協力すること

19. サービス利用に関する留意事項

利用者又は利用者のご家族等の禁止行為として、以下の行為を禁止します。ただし、グループホームにご入居されるご利用者の特性は十分理解した上、可能な範囲内で対応させていただきます。

1. 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）。
2. 職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）。
3. 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）。

20. サービス契約の終了

事業者は、次に掲げる場合には、サービス契約を解除することができるものとします。

1. サービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して2ヶ月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
2. 利用者又は利用者の家族などからの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合。

21. 第三者評価について

当事業所では下記のとおり、第三者評価の実施を行っております。

第三者評価の実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和6年9月22日
実施した評価機関の名称	福祉サービス評価機構

私は、グループホームとりかいより認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

事業者 所在地 福岡市城南区鳥飼 6-7-14

名 称 医療法人 弘医会

グループホーム とりかい

代表者氏名 理事長 笠原 憲二 印